

公立病院の半数は正勧告

9年間 過重労働が背景

広島国際大調査

200床以上 全国の255施設

全国の200床以上の市町村立病院(政令指定都市を除く)255施設のうち、半数が、昨年3月末までの9年間に労働基準監督署から労働基準法違反の是正勧告を受けていたことが、広島国際大の江原朗教授(48)が医療政策Ⅱの調査で分かった。自治体による医師らの労務管理が十分に行き届いていない実態が浮かんだ。

(山本堅太郎)



江原朗教授

上の違反もあった。江原教授によると、多くの市町村では病院の管理運営を担う職員が、専門外の他部署から異動してくる事例がある。このため、医療現場での適切な労務管理ができていない可能性があるという。

調査対象は、基幹的な市町村立病院で、事務組合立を含む。期間は、厚生労働省が医師の休日・夜間の救急外来を宿日直に当たらないと各自治体に通知した2002年3月から11年3月末まで。江原教授が各自治体に情報公開請求し、128施設

調査対象は、基幹的な市町村立病院で、事務組合立を含む。期間は、厚生労働省が医師の休日・夜間の救急外来を宿日直に当たらないと各自治体に通知した2002年3月から11年3月末まで。江原教授が各自治体に情報公開請求し、128施設

勧告された違反の内訳は、最多が「労働時間の超過」150回、「時間外や深夜の割増賃金の未払い」74回と続いた。同時に二つ以上あるという。現場の深刻な人手不

足もある。県内のある

公立病院長は「自治体の経営難などで、医師を増やせない。現場はぎりぎりの人数で、精いっぱいやっている」と窮状を訴える。

江原教授は「医師の疲弊は医療ミスを誘発する恐れがある。患者の安全を確保するため

にも、適切な労務管理が不可欠だ」としている。

違反項目	違反回数
労働時間	150
時間外、休日および深夜の割増賃金	74
就業規則の作成および届け出の義務	38
賃金台帳	26
労働条件の明示	21

市町村立病院に対する主な是正勧告の内訳と違反回数

現場の深刻な人手不足があるという。